

騒音規制法の特定工場及び環境確保条例による工場・指定作業場に係わる規制基準

| 区域の区分 | | 時間の区分 | 敷地と隣地の境界における音量 (デシベルA) |
|-------|--|--------------|---------------------------|
| 種別 | 該当地域 | | |
| 第1種区域 | 1. 第1・2種低層住居専用地域 2. AA地域 3. 前2号の地域に接する地先及び水面 | 午前6時～午前8時 | 40 |
| | | 午前8時～午後7時 | 45 |
| | | 午後7時～午後11時 | 40 |
| | | 午後11時～翌日午前6時 | 40 |
| 第2種区域 | 1. 第1・2種中高層住居専用地域 (第1種区域に該当する区域を除く。) 2. 第1・2種住居地域 3. 準住居地域 4. 無指定地域 5. 第1特別地域(商業、近隣商業、準工業、工業、工業専用地域のうち第1種区域に接する30メートル以内の地域) | 午前6時～午前8時 | 45 |
| | | 午前8時～午後7時 | 50 |
| | | 午後7時～午後11時 | 45 |
| | | 午後11時～翌日午前6時 | 45 |
| 第3種区域 | 1. 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(第1特別地域に該当する地域を除く。) 2. 第2特別地域(工業、工業専用地域のうち第2種区域に接する30メートル以内の地域) 3. 前2号の地域に接する地先及び水面 | 午前6時～午前8時 | 55 |
| | | 午前8時～午後8時 | 60 |
| | | 午後8時～午後11時 | 55 |
| | | 午後11時～翌日午前6時 | 50 |
| 第4種区域 | 1. 工業地域(第1特別地域及び第2特別地域に該当する地域を除く。) 2. 第3特別地域(工業専用地域のうち第3種区域に接する30メートル以内の地域) 3. 前2号の地域に接する地先及び水面 | 午前6時～午前8時 | 60 |
| | | 午前8時～午後8時 | 70 |
| | | 午後8時～午後11時 | 60 |
| | | 午後11時～翌日午前6時 | 55 |

ただし、第2・3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所(有床)、図書館、特別養護老人ホーム並びにこども園の敷地の周囲に於いて50メートルの区域内(第1・2・3特別地域を除く。)における規制基準は当該値から5デシベル(A)を減じた値とする。

振動規制法の特定工場及び環境確保条例による工場・指定作業場に係わる規制基準

| 区域の区分 | | 時間の区分 | 敷地と隣地の境界における音量 (デシベルA) |
|---|--|-------------|---------------------------|
| 種別 | 該当地域 | | |
| 第1種区域 | 1. 第1・2種低層住居専用地域 2. 第1・2種中高層住居専用地域 3. 第1・2種住居地域 4. 準住居地域 5. 無指定地域 (第2種区域に該当する区域を除く。) | 午前8時～午後7時 | 60 |
| | | 午後7時～翌日午前8時 | 55 |
| 第2種区域 | 1. 近隣商業地域 2. 商業地域 3. 準工業地域 4. 工業地域 5. 前各号の地域に接する地先及び水面 | 午前8時～午後8時 | 65 |
| | | 午後8時～翌日午前8時 | 60 |
| <p>ただし、学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼児保育型認定こども園の敷地の周囲におおむね50メートルの区域内における規制基準は当該値から5デシベルを減じた値とする。</p> | | | |